

## 東日本大震災等に係る緊急経済支援の拡充について ー学生・保護者の皆様へー

○「入学料・授業料免除」に加え、「奨学金（給付型）」を支給します。

※詳細は別紙実施要項のとおり

○住居確保が困難となっている学生に対して「仮設宿舎」を提供します。

※詳細は別紙実施要項のとおり

○福島第一原子力発電所事故の影響により、主たる学資負担者の自宅が警戒区域または計画的避難区域にある学生も支援の対象とします。

○平成23年3月12日に発生した長野県北部地震にかかる災害救助法適用地域に指定された地域に主たる学資負担者が居住し、罹災した事実を公的証明書等により証明が可能な学生も支援の対象とします。

○独立生計者であって、自身の持ち家（借家は除く）が罹災した事実を公的証明書等により証明が可能な学生も支援の対象とします。

○震災の影響により、主たる学資負担者が失業または就業の見込みが立たない学生も支援の対象とします。（減収ではなく収入が0となった場合が対象です。）

### ※補足

- ・申請書類として添付する罹災証明書（被災証明書）は、被災状況（全壊・半壊・一部損壊等）が記載されている必要があります。
- ・緊急経済支援は、正規学生を対象とし、研究生等の非正規学生は対象外です。

# 東日本大震災等で被災した学生に対する緊急支援実施要項

## 【奨学金（給付型）・仮設宿舎について】

### 1. 趣旨

東日本大震災等により、学資負担者が被災した結果、家計が急変して経済的に修学困難になった学生に対して、「入学料・授業料免除」に加え、「奨学金（給付型）」を支給するとともに、住居確保が困難となっている学生に対して「仮設宿舎」を提供する。

### 2. 支援対象者

(1) 災害救助法適用地域に指定された地域に主たる学資負担者が居住し、罹災した事実を公的証明書等により証明が可能な学生

※独立生計者は、自身の持ち家（借家は除く）が罹災した事実を公的証明書等により証明が可能な方以外、本支援の対象外です。

(2) 福島第一原子力発電所事故の影響により、主たる学資負担者の自宅が警戒区域または計画的避難区域にある学生

(3) 震災の影響により、主たる学資負担者が失業または就業の見込みが立たない学生（減収ではなく収入が0となった場合が対象です。）

### 3. 支援内容

(1) 奨学金（給付型）を被災状況に応じて、定額支給

※@5万円～10万円予定

①全壊、全流出、学資負担者の死亡、行方不明等

②半壊、一部損壊等

③原発による避難等

④主たる学資負担者が震災の影響により失業または就業の見込みがない

(2) 被災学生に対する仮設宿舎への優先入居

※現在、アパート等へ入居している学生であっても、家賃の継続的な負担が困難となる方については、入居申請が可能です。

①入居料 原則—無償

②入居期間 原則—2年間

③居室面積 @15㎡

④居室設備 椅子、机、ベッド、手洗い、流し台、トイレ等

※ユニバーシティ・ハウス三条の設備と同等

⑤建設予定地 仙台市内の三条、上杉、長町地区等

⑥入居予定期日 8月中旬（予定）から入居可能

⑦入居戸数 約350戸

### 4. 申請手続き等

所定の「緊急経済支援に伴う「入学料・授業料」免除願」を教育・学生支援部学生支援課経済支援係に、「仮設宿舎入居願」を同課生活支援係あてに5月16日（月）まで（申請が間に合わない方は、相談願います）に提出すること。

書類審査の結果、緊急支援が必要と決定された学生に対して、「入学料・授業料免除」に加え、「奨学金の給付」又は「仮設宿舎の入居許可」を行う。

## 5. 実施方法等

### (1) 申請書及び提出先

本学ホームページ (<http://www.tohoku.ac.jp>) から、申請書をダウンロードして必要事項を記入の上、所定の期日までに提出すること。

### (2) 提出書類

#### ●奨学金（給付型）の申請関係

①緊急経済支援に伴う「入学料・授業料」免除願

②罹災証明書（被災証明書）（コピー可）

※被災状況（全壊・半壊・一部損壊等）が記載されたものがが必要です。

※主たる学資負担者が失業または就業の見込みが立たない場合は、離職票・退職通知等、その事実が証明できる書類を提出してください。

③結果通知用封筒（長形3号に80円切手貼付）

④上記書類の外、審査の過程において必要な書類を求める場合があります。

既に「緊急経済支援に伴う「入学料・授業料」免除願」を提出した方については、奨学金（給付型）についても申請したものとみなしますので、改めて申請する必要はありません。

#### ●仮設宿舎の申請関係

①仮設宿舎入居願

②罹災証明書（被災証明書）（コピー可）

※被災状況（全壊・半壊・一部損壊等）が記載されたものがが必要です。

③結果通知用の封筒（長形3号に80円切手貼付）

④上記書類の外、審査の過程において必要な書類を求める場合があります。

### (3) 結果通知等

#### ●奨学金（給付型）の給付方法及び給付日時等

①給付方法：奨学金を現金で本人へ直接支給する。

※受領時には、学生証及び印鑑が必要

②給付日時：6月中旬頃（予定）

※給付が決定した方には、教育・学生支援部学生支援課から電話で直接連絡  
します。

③給付会場：川内北キャンパス 教育・学生支援部会議室（管理棟3階）

※緊急経済支援に伴う入学料・授業料免除の結果については、7月末に郵送により通知する予定です。

#### ●仮設宿舎の入居許可

7月末までに「入居許可書」を郵送により申請者へ通知する予定です。

#### 【問い合わせ先】

〒980-8576 仙台市青葉区川内41番地

東北大学 教育・学生支援部 学生支援課（川内北キャンパス管理棟1階）

・奨学金について・・・経済支援係（③番窓口 電話：022-795-3946）

・仮設宿舎について・・・生活支援係（④番窓口 電話：022-795-3943）